

意見公募要領

1 意見の募集対象

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
- (4) 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める告示案

2 資料の入手方法

意見の募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

ア 宛先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 中央合同庁舎第2号館

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室 あて

イ 併せて、意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

(ア) 記録媒体

フロッピーディスク（3.5インチ、2HD）、CD-R、CD-RW又はM

○

(イ) ファイル形式

テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、またはジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

(ウ) その他

A 磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

B 送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんので予め御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

ア F A X番号

03-5253-5889

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室 あて

イ その他

(ア) 担当に電話連絡後、送付してください。

(イ) 別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

ア 電子メールアドレス

j-musen_atmark_soumu. go. jp

スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しておりますので、送信の際には、「@」に変更してください。

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹通信課 重要無線室 あて

イ その他

(ア) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、またはジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

(イ) 電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成22年5月14日（金）午後5時（必着）

（郵送についても同様とします。）

5 留意事項

- (1) 意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- (2) 提出されました意見は、電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室にて配布します。
- (3) ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- (4) 提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みません。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- (5) 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予め御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部基幹通信課重要無線室 へ

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案等に係る意見の募集」に関して、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。